**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県南あわじ市中条広田一三六〇番地、最後の住所大阪府門真市島頭四丁目一七番二五号ナカモリマンション二階

被相続人　亡　奈良　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

鳥取県鳥取市瓦町一〇一番地エステートビルVI二階

相続財産管理人　行政書士　荻原　誉康

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岡山県岡山市北区野田屋町一丁目八八番地、最後の住所岡山県倉敷市玉島一丁目一六番七号

被相続人　亡　浅野　依子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

事務所岡山県笠岡市中央町三六―一　トピア駅前ビル三階

相続財産管理人　弁護士　片岡　靖隆

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍島根県益田市高津一丁目イ一二六一番地、最後の住所島根県益田市高津六丁目三番一五号

被相続人　亡　石橋　德子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

広島県広島市中区八丁堀四番一四号キョーラーズ女学院前五階石口俊一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　真鍋　俊枝

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県三次市三次町一一一七番地、最後の住所広島県三次市十日市南二丁目四番一三号

被相続人　亡　反田　文彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

事務所広島市中区東白島町一三番九号パークハイム東白島一階N・T総合事務所

相続財産管理人　司法書士　永田　康光

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県三次市大田幸町五九七番地一、最後の住所広島県三次市大田幸町七七八番地一

被相続人　亡　三原　光余

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

事務所広島市中区東白島町一三番九号パークハイム東白島一階N・T総合事務所

相続財産管理人　司法書士　永田　康光

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県宇部市大字沖宇部三一四番地、最後の住所山口県宇部市大字西岐波一一四二番地一一

被相続人　亡　宮崎　静雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

山口県宇部市常盤町一丁目六番四六号

相続財産管理人　弁護士　大田　明登

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県周南市緑町一丁目一〇番地、最後の住所山口県周南市大字徳山七五〇番地の八グループホーム香雪

被相続人　亡　田村　千鶴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

山口県周南市梅園町三丁目五番一号　中村友次郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村友次郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡市博多区宮島町一四〇〇番地二、最後の住所福岡市博多区竹下一丁目三番三四―四〇四号

被相続人　亡　川藤　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

相続財産管理人　司法書士　稲員　敬三

**無縁墳墓等改葬公告**

適正な境内墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因及び事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成30年1月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①合同会社ＡＬＥＲＯ15　②関整特事第21号　③代表社員　一般社団法人アレーロ・プラス　職務執行者　鄭武壽　④東京都千代田区神田美土代町９番１号　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区神田美土代町９番１号　合同会社ＡＬＥＲＯ15　代表社員　一般社団法人アレーロ・プラス　職務執行者　鄭武壽

①株式会社コーエーテクモリブ　②神奈川県知事(32)4811　③代表取締役　襟川惠子　④神奈川県横浜市港北区箕輪町一丁目23番3号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県横浜市港北区箕輪町一丁目23番3号　株式会社コーエーテクモリブ　代表取締役　襟川惠子

①フェニーチェセイホクホーム株式会社　②宮城県知事(2)5929　③代表取締役　小泉公哉　④宮城県石巻市東中里三丁目2番23号　⑤1000万円　⑥宮城県知事　⑦神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号　ナイス株式会社　代表取締役　平田恒一郎

平成三十年一月十日

一、墳墓等所在地　富山県射水市宮袋二七七

一、墳墓等の名称　宗教法人禅楽寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　織田文作

一、改葬を行おうとする者　富山県射水市宮袋二七七　宗教法人禅楽寺　住職　一瀬　持教

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地内整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成三十年一月十日

一　墳墓等所在地　大阪府寝屋川市太秦緑が丘三八番地

一　墳墓等の名称　太秦墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　大阪府寝屋川市太秦元町一八番地一三　太秦共有財産会　枡井　信仁